

広報吉野町

8月25日

第 315 号

毎月 10日・25日
福岡県遠賀郡
水巻町発行



手さばきもあざやかに

夏の風物詩……盆踊り大会

夏の風物詩、盆踊り大会が水巻町でも8月13日から15日の3日間、町内各所で繰り広げられました。

今年の盆踊りは各地区とも大変な人出、特にみずほ団地や吉田団地の人出は一段と多く、小学生から婦人会の方たちまで中央に設けられたやぐらを囲み、太鼓に合わせて夜が更けるのを忘れ、踊りを盛り上げていました。この太鼓の音を聞さつけ、集まった観衆

も、ちょうちんの灯りに照らされた踊りに拍手を送っていました。

また、古賀では15日の最終日に盆踊りの中でフォークダンスを取り入れるなど趣向で観衆の目を楽しませていました。

写真は、手さばきもあざやかに輪をつくる吉田団地の踊り子たち。

町の人口

(49年6月末現在)

人口	23,801
男	11,558
女	12,243
世帯数	7,027

郡体

町代表選手奮闘

総合で惜しくも二位に

夏の祭典、遠賀郡民体育大会。が八月十八日真夏の太陽のもと、岡垣中学校他六つの会場で盛大に開かれました。

この大会と、時を同じくして行われていたインターハイ（高校総体）に負けない好プレーが続出、また成績の良い選手は県大会にも出場できるとあって猛ハッスルしていました。

この大会には、水巻町からもすべての競技に優秀な選手百七十名が出場いたしました。総合得点で芦屋町に及ばず、第二位の成績で大会を終りました。

各競技別の大会成績は次のとおりです。

- ◆総合
- 優勝 芦屋町 六〇点
 - 二位 水巻町 四十九・五点
 - 三位 岡垣町 三十九・五点
 - 四位 遠賀町 十七点



敵のもうれつなスパイクをブロック、しかしボールは後方に……だがこの後うまくフォローし、反撃にうつる。一般女子の部で、遠賀町の攻撃をかわす水巻町女子選手たち。（左側）

◆陸上競技

- ◆一般の部
 - 一位 岡垣町
 - 二位 水巻町
- ◆青年の部
 - 一位 芦屋町
 - 二位 水巻町

◆バスケットボール

- ◆一般男子
 - 一位 水巻町
 - 二位 芦屋町
- ◆教職員男子
 - 一位 芦屋町
 - 二位 水巻町

◆バレーボール

- ◆一般男子
 - 一位 水巻町
 - 二位 岡垣町
- ◆一般女子
 - 一位 芦屋町
 - 二位 水巻町

◆青年男子

- 一位 水巻町
- 二位 岡垣町

◆青年女子

- 一位 岡垣町
- 二位 芦屋町

◆軟式庭球

- ◆一般の部
 - 一位 芦屋町
 - 二位 水巻町
- ◆卓球
 - ◆一般の部
 - 一位 岡垣町
 - 二位 水巻町
 - ◆青年の部
 - 一位 岡垣町
 - 二位 水巻町

◆バドミントン

- ◆一般男子の部
 - 一位 芦屋町
 - 二位 遠賀町

二 身体障害者巡回相談二

県は、身体障害者の方たちに對して医学的な判定を行い更正に必要な総合的相談に応じ、万全の援護をするため次の日程で巡回相談を行います。お気軽にご相談ください。

日時 9月26日 10時～15時
場所 町民会館ホール

当日の混雑をふせぐため予約申込み受付を次のとおり行います。

日時 9月17日 10時～12時
場所 町民会館ホール

また9月26日には同時に結婚相談もいたしますのでご利用ください。

◆柔道

- ◆一般の部
 - 一位 水巻町
 - 二位 芦屋町
- ◆一般女子の部
 - 一位 遠賀町
 - 二位 芦屋町

◆剣道

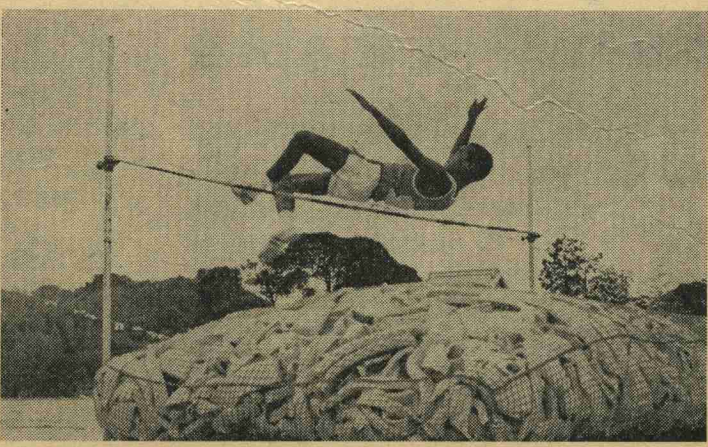
- ◆一般の部
 - 一位 岡垣町
 - 二位 芦屋町
- ◆青年の部
 - 一位 芦屋町
 - 二位 水巻町

◆弓道

- ◆一般の部
 - 一位 芦屋町
 - 二位 水巻町
- ◆相撲
 - ◆一般の部
 - 一位 水巻町
 - 二位 遠賀町
 - ◆青年の部
 - 一位 遠賀町
 - 二位 芦屋町

◆軟式野球

- ◆一般男子の部
 - 一位 芦屋町
 - 二位 遠賀町



水巻町高松区の石橋弘二選手、走り高とびで二位に入賞、美しいフォームの背面とびで見事バーをクリアー。

掛金は町が負担

65才以上の方は 交通災害共済へ

今回の「老人交通共済掛金支給制度は、この交通共済制度に六十五歳以上の方は全員加入していただき、その掛金は町が負担する制度です。

加入にはまず申請を

この老人共済掛金の支給を受ける方法、資格は次のとおりです。該当者は随時に申請をお願いいたします。

- 一、町が掛金を負担する資格条件
 - ①水巻町民で、水巻町住民基本台帳に登録されている者
 - ②六十五歳以上の者
- ③掛金支給申請書を提出している者

二、掛金支給申請の方法

- ①申込先 役場住民相談室（申請用紙は用意していますので印鑑だけご持参ください）
- ②申込期日

最近の交通事故は多少減りつつありますが、しかし老人の交通事故は逆に増加しており、事故の中でも高い比率を示しています。町は、このような状況と老人福祉の立場から、老人福祉事業のひとつとして、六十五歳以上の方の「交通災害共済契約掛金」を全額町費で負担する制度を七月一日から実施しています。

交通災害共済制度とは、北九州市と近隣市町で行っている共済制度で、不幸にして交通事故にあつた人に、そのけが等の程度によって五千円から五十万円までの見舞金をおくるもので、関係市町内に居住している方ならどなたでも加入することができます。

シース戸籍

戸籍の記載

戸籍の記載は何にもとづいて行なわれるのでしょうか。記載のほとんどが本人又は関係者からの届出によって行なわれますが、この他

- (2)報告（災害による死者が多数の時その取調べをした官公署からの報告、又行路病者等の死亡についての警察官の報告など。）
- (3)申請
- (4)請求
- (5)証書の謄本
- (6)航海日誌の謄本
- (7)裁判

戸籍の届出

戸籍記載の基となりその大部分を占める届出には、出生届・婚姻届・死亡届・転籍届・失踪届・入籍届等数十種の届出があります。

報告的届出と創設的届出

この届出を大別すると、報告的届出と創設的届出の二種類に分けられます。

報告的届出は、既成の事実又は法律関係についての届出で、既に法律的には効果を生じた事項を報告的に届け出るものになります。この届出にはすべて届出義務者及び届出期間に関する規定があり、これを怠つた者は過料に処することによってその届出を強制しています。報告的届出に属するものとしては、出生届、死亡届の他、帰化届、就籍届、裁判離婚届、裁判認知届等のように法務大臣又は裁判所の許可、審判、判決を経て行う届出の大部分がこれに属します。

創設的届出は届出によってその届出の対象による身分関係の発生、変更、消滅の効果が生ずるもので届出によってはじめて法律的な効果を生ずるものです。このように届け出ることによって身分関係の変動を生ずるものですから、これは強制されず届出人の意志に委されるべきことが当然で、この届出には届出義務者や届出期間の規定はありません。この届出に属するものとしては婚姻届、養子縁組届、協議離婚届、転籍届等があります。

以上の届出の中から日常多く見られるものをいくつか挙げて説明いたします。

出生届

出生の届出は、子の出生の日から十四日以内になければなりません。届出地は子の本籍地、出生地又届出人の所在地でもできます。届出義務者は原則として父親ですが、子の出生前に父母が離婚している場合とか非嫡出子の場合は母親が届け出なければなりません。又父母ともに届出をすることができない

場合は、同居者、出産に立ち会った医師、助産婦、その他の者の順序で届出義務者となります。出生届には原則として医師、助産婦等の作成した出生証明書を添附しなければなりません。しかしやむを得ない理由があつて添附できない場合は届出書に出生証明書の添附できない事由を記載して提出することができます。子の名前に用いる文字は、当用漢字表に掲げられている漢字、人名用漢字別表に掲げられている漢字、かたかな又はひらがなでなければなりません。届出書の枚数は、本籍地に届ける場合は一通、非本籍地に届ける場合は二通を要します。

以上が出生届のあらましです。本町でも届出の九十九パーセントが正しく励行されていますが、ごくまれに期限を著しく経過して届け出る場合があります。子が学齢に達して以後に出生届が提出されると市町村長は受理することができません。このような場合にはその子の出生、成長の過程を確認するために、母子手帳、小中学校の在学及び卒業証明書、成長過程の写真、もしあればその緒等、できるだけ多くの資料の添附を求めます。法務局はそれに基づいて実状を調査し、出生の事実を確認し市町村長に届出の受理を許可します。届出だけは励行されることが望まれます。

今回は死亡届から



乳幼児の医療費支給制度を実施

十月一日から

十月一日からいよいよ乳幼児医療費支給制度が実施されます。

この制度は、十月一日現在で満三歳未満児（昭和四十六年十月二日以降に生まれた乳幼児）を監護している保護者に対して乳幼児医療費が支給されるというものです。該当される保護者は申請手続きをとるようになりますが、くわしくは次号の広報みずまでお知らせいたしますのでご注意ください。

なお、この制度の適用を受けられる方は社会保険及び国民健康保険等に加入している方に限り、生活保護法の規定による生活保護を受けている方は除かれます。

九月一日は防災の日です。この日は暦の上では二十十日にあたり、台風が最も多く襲来する季節です。また、五十一年前には関東大地震が起こって東京を中心とする各地に未曾有の大被害をもたらした日でもありま

年金額を引上げ

国民年金法が一部改正に

国民年金法の一部が改正され九月から国民年金の年金額が引上げられます。

この改正により福祉年金、老齢特別給付金及び拠出年金の額が次のとおり改正されました。

〔福祉年金〕

老齢福祉年金
年額 九万円
月額 七千五百円

障害福祉年金（一級）
年額 十三万五千六百円
月額 一万一千三百円

障害福祉年金（二級）
年額 一万一千三百円

乳幼児の種痘

一、対象児 生後6ヶ月～24ヶ月の乳幼児
二、日時 9月5・6日 14時～15時

三、場所 町民会館

検痘は9月13日、14時～15時に行います。また当日の体温を必ず計っていただきます。

問診票を前日までに役場衛生係に取りにきてください。
母子手帳持参のこと。

防災の日

政府ではこの日を「防災の日」と定めています。これは政府や地方公共団体等の関係諸機関

がそれぞれ防災の責務を果たしていく一方、国民一人一人に災害についての認識を深め、またこれに対処する心構えを準備していただくという目的で設けられたものです。

昭和四十九年九月から実施されます。

引上げ幅は、現行年金額の十六パーセント増（昭和四十八年度の年平均の消費者物価指数の前年比上昇率）です。

また保険料が昭和五十一年一月に、現行の九百円から千円に引上げられます。

九月三・四日は福祉年金証書の交付をいたします。保管証及び印鑑を持って役場別館においでください。

統計の日 十月十八日

記念論文を募集

福岡県統計協会は、十月十八日の第二回「統計の日」を記念し、県民に統計の重要性に対する関心と理解を高めるためにこの論文を募集いたします。

一、課題
① 論題は自由ですが次のような主旨のもの
② 統計思想の普及に役立つもの
③ 国、地方公共団体及び民間の統計調査についての意見
④ 統計が日常生活にどのように役立っているか
⑤ 統計手法を職場でどのように生かしているか
⑥ 統計資料を作った体験及び苦心談
⑦ 統計の研究及び学習の方法
二、応募資格
福岡県在住者で年齢、性別は問わない
三、字数
論文は統計表、統計資料を含めて四百字詰原稿用紙十枚程度
四、締切日 9月10日
五、送り先
福岡市中央区天神一ノ一 福岡県企画開発部調査統計課

納期

町県民税第二期分
納期限 8月31日

国民健康保険税第二期分
納期限 8月31日

日曜在宅医

9月1日	伊藤医院	皮膚科	頃末	691-0527
8日	入江医院	外科	頃末	691-3320
15日	渡辺医院	外科	頃末	691-2616
22日	楠本医院	内・児科	吉田	691-0385

診察時間は 9:00～17:00、原則として往診はいたしません。

水道修理の申込みは

水巻町管工事組合へ

(電話) 601-8883

町内の水道修理は「管工事組合」で行います。各家庭で水道修理をしなければならないときは、直接「管工事組合」にお電話を—。